

処 理 結 果 通 知 書

政法第2909号-1  
情公推第37号-1  
平成26年3月27日

〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議  
会長 松村 雅生

平成25年7月27日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p><b>(H25) 苦情事案1：平成25年7月27日付け</b></p> <p>千葉県教育委員会委員長（以下「委員長」という。）は、行政文書が存在しているにもかかわらず文書を保有していないと不開示決定した。委員長が文書を保有していないと虚偽決定を行った事実を明らかにすると共に本件請求に係る当該情報の開示を求める。</p> <p>委員長が行った不開示決定は、県教育委員会の事務代行機関教育庁福利課職員がその職氏名を明らかにし、県民に発出した行政文書である。従って千葉県情報公開条例第2条に規定する「実施機関が職務上作成し」た行政文書である。その内容は同課が行った不当事務を謝罪する内容である。本件開示請求は当該行政文書の写しを添付しその作成、発出経過を確認するため開示請求したものである。</p> <p>貴会議に苦情を申し立てたのは、これに対し仮に異議申立てを行ったとしてもその結果が出るまでに数年を要することは明らかであり、この間千葉県教育委員会ないし委員長の違法行為は是正されず拡大される危険性が極めて高いのである。</p> <p>よって推進会議による迅速な対応が望まれる。</p> <p>苦情申立人は貴会議の調査に協力するため、事情の聴取の機会が付与されることを希望する。なお貴会議はこれまでに同主旨の苦情を受け付け、正しく処理していることを念のため申し添える。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成25年 7月29日 苦情の申出書の受付（苦情事案1）</p> <p>平成25年 9月 3日 苦情を申し出たもの（以下「申出人」という。）から出された「苦情の申出に係る意見書」の受付</p> <p>平成25年12月11日 申出人から苦情の趣旨等の聴取</p> <p>平成26年 3月17日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果</p>
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>(1) 本事案に対する検討は、千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第12条第2項に規定する開示をしない旨の決定の是非についての判断を要するものである。</p> <p>(2) したがって、本事案は、条例第27条の2第3項第2号の「開示決定等について行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情」に該当することから、その申出に応ずることができない。</p> <p>(3) なお、申出人は「貴会議はこれまでに同主旨の苦情を受け付け、正しく処理している」旨主張しているが、この主張に係る事案については、開示請求を受け付けてから、行政文書不開示決定をするまでの実施機関の事務処理について検証したものであり、本事案とは異なるものである。</p>
調査委員	佐野 善房、齋藤 匠

政法第2913号—1  
情公推第32号—1  
平成26年3月27日

処 理 結 果 通 知 書

〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議  
会長 松村雅生

平成25年8月5日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p><b>(H24) 苦情事案2：平成25年8月5日付け</b></p> <p>千葉県教育委員会委員長（以下「委員長」という。）は千葉県教育庁企画管理部福利課長をして県職員以外の者に開示決定に関わらせ、かつ、7月29日10時45分、情報公開センターにおいて実際に開示事務を行わせた。千葉県教育庁企画管理部教育総務課長は千葉県企画管理部教育総務課（以下「教育総務課」という。）職員を配置し、当該違反行為を幫助した。</p> <p>委員長は派遣職員に県職員固有事務である開示事務を行わせた。これにより情報公開制度の成立要件が破壊された。この不正行為を貴会議において速やかに調査し、本件を主導した委員長自身及び県職員（教育庁職員）を厳しく指導措置するよう勧告するとともに、7月29日に関与した開示事務を含めこれまで開示に関わった派遣職員らに対し開示業務に関する情報等の秘密を守るよう誓約書を取るべきである。派遣職員は支部に対し「個人情報保護誓約書」を提出していると思料されるが、このことと千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）の運用に携わることは全く別である。</p> <p>私は教育委員会に対し開示請求を行った。これに対し委員長は部分開示決定を行った。この決定に従って私は上日時にセンターに出向いた。この開示の場に県職員である千葉県教育庁企画管理部福利課（以下「福利課」という。）給付班長は県職員及び派遣職員3名を引き連れ開示に臨んだ。</p> <p>このことについて上職員は派遣職員が開示事務に関与する理由を「説明のため」と主張した。上派遣職員らは自ら部分開示にした理由を説明した。派遣職員がその身分上責任上、条例の運用に携わり開示非開示決定に関与することなどあり得ない。給付班長は県職員でありながら派遣職員に情報公開条例事務を委ねる違反行為を行った。本件苦情に係る詳細は、私が申し出る貴会議による私への事情聴取でさらに明らかにする。</p> <p>① 私は教育庁が行った情報不開示決定について、貴会議に苦情を申立てた。その趣旨は、教育庁が条例に規定する実施機関職員である福利課給付班長が職務上作成した情報を不保持（不保持）としたためである。私は給付班長自ら県職員で実施機関である福利課給付班長として職氏名を明らかにし作成した情報の写しを添付し開示請求した。しかし委員長は給付班長が作成した</p>
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

情報が千葉県行政組織とは別組織である「支部」のものであるから開示の対象にならないと主張しているかのようなものである。この行政情報は現に私の手許にあり存在している。委員長はさまざまな理屈をつけるが、単に開示すべき情報を隠蔽しているだけである。その一方で委員長は「支部」の者たちに千葉県行政が行う情報公開事務を行わせている。極めて矛盾する行為であり悪質な違法行為である。

- ② 7月29日、給付班長は福利課長の指導監督の下、同課に派遣された支部職員多数を同伴し開示業務を行った。これら派遣職員らはその説明の中で自ら開示非開示決定の事務を行ったことを明らかにした（私の目の前で「自分たちは非開示と主張したが、教育総務課が開示と判断したから開示となった」という主旨の説明を行った。）これら不法行為に給付班長が深く関与していることは明白である。ちなみに給付班長は県民から不祥事を指摘された際、説明に出向き釈明するという書面を送付する一方、実際に県民がこれに応じると連絡すると今度は一月以上に及んで未だに黙殺している。給付班長自ら虚言を吐いているのか吐かされているのかは分からないが、県職員として重大な職務専念義務違反行為であり信用を失墜させている。これではまともに勤務する他の県職員も同様に見られてしまうだろう。
- ③ 教育総務課職員は本件違法行為の不当を指摘された際、「次回から問題があれば是正します」と釈明した。これは教育総務課長らによる職責回避の常套手段である。問題は次回どうするかではなく、指摘を受けた今回どうしたか、その違法不当行為にどう責任をとるかである。教育総務課長らに従えば、千葉県教育委員会は殺人でも横領でも、次回から気をつけますと言って逃れることが可能である。この体質が改善されないため、繰り返し苦情が申し立てられている。大変姑息であり見苦しい所業である。
- ④ 総じて千葉県行政全体において職責の観念が希薄となっており状況は大変憂慮すべき事態となっている。万一非県職員非実施機関が開示事務に関与するならば、その冒頭県民に対し県職員でないこと及び現在の職、身分の説明を明確にすることが最低限の責務であり常識である。しかしそもそも条例の埒外にある者が実施機関をさておいて開示事務に携わることが許されないことは言うまでもない。

## 2 調査の概要

- 平成25年8月5日 苦情の申出書の受付（苦情事案2）
- 平成25年9月3日 苦情の申出に係る意見書
- 平成25年9月9日 苦情の申出に係る資料提出
- 平成25年9月17日 苦情の申し出に係る資料について（連絡）
- 平成25年12月11日 苦情を申し出たもの（以下「申出人」という。）から苦情の趣旨等を聴取
- 平成26年1月16日 実施機関への書面による調査
- 平成26年2月13日 実施機関から調査回答書の受付
- 平成26年3月17日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「調査部会」という。）で審議

## 3 処理結果

調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

(1) 申出人の苦情の内容を要約すれば概ね以下のとおりである。

実施機関の開示決定事務及び開示の実施に携わった者の中に、実施機関から支部に派遣された職員がおり、県職員固有事務である開示事務を行わせたので、実施機関に対し厳しく指導措置するとともに、これまで開示に携わった実施機関から派遣された職員らに対し開示業務に関する情報等の秘密を守るよう誓約書をとるべきである。

(2) 本事案に関する実施機関の説明は、概ね以下のとおりである。

ア 派遣職員は、一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）により、県から支部へ派遣された職員である。

イ 地方公務員等共済組合法（以下「共済組合法」という。）第19条の2では、組合の事業に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとされている。

なお、派遣職員は、県職員の身分を有したまま派遣されることから、身分上の義務である秘密を守る義務も地方公務員としての規定が適用される。

ウ 県職員は、地方公務員等共済組合法（以下「共済組合法」という。）第18条の便宜供与により共済組合の業務に携わっている。

エ 支部は派遣職員と県職員により構成されており、福利課の各班も同様である。福利課の業務は、共済組合と連携する業務が多く、互いに補完し合いながら、県の業務と共済組合の業務を進めている。

(3) 派遣法と共済組合法との適用関係、支部との業務関係といった点については、実施機関において整理し対応すべきものであるから、部会では本事案について、条例に基づく情報公開制度の適正運用の観点から検討する。

(4) 条例第12条では、開示請求に対する措置は、実施機関が開示等の決定を行い開示請求者に書面により通知する旨規定している。そして、実施機関に対する行政文書開示請求に対する開示決定等は、千葉県教育委員会処務規程（昭和35年千葉県教育委員会訓令第1号）別表第一の三により各課長の専決とされている。

本事案にかかる開示決定等については、平成25年6月19日付け開示請求に対して、現に福利課長が決裁し、部分開示決定通知書（同年7月19日付け教福第170号）により申出人宛に通知されている。こうした経過を踏まえると、実施機関は、条例等の規定に沿って決定手続を行っていることが認められる。また、上記（2）の説明等を勘案すると、開示決定の事務などに派遣職員が関わるということが不適切であるとまではいえない。

したがって、実施機関の行為に不適切な点があったとは認められない。

(5) 上記（4）のとおり、本事案において実施機関に不適切な点があったとは認められないが、一般に県民は、県職員と派遣職員との関係について知るものではないことを考慮すると、少なくとも実施機関は、開示の実施において、同席した派遣職員は県職員の身分を併せ有し担当課の業務を行っている旨を明らかにするなどして、県民に誤解を与えないよう開示を実施することが適切であった。

調査委員

菅野 泰、桑波田 和子

政法第2906号-1  
情公推第29号-1  
平成26年3月27日

〇〇〇様

千葉県情報公開推進会議  
会 長 松 村 雅 生

平成25年8月5日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p><b>(H25) 苦情事案3：平成25年8月5日付け</b></p> <p>千葉県教育委員会委員長（以下「委員長」という。）が行った部分開示決定の内「開示しない理由」の理由。</p> <p>委員長が「開示しない理由」として掲げた理由は全く意味不明である。開示を行った担当職員自ら本文を読み上げ、首を傾げ、説明に窮し「確かにおかしな文書だ」と言う始末である。教育委員会は千葉県情報公開条例に則って、条例に規定された各条項に従ってまじめな態度で開示非開示決定を行うよう貴委員会から意見されたい。</p> <p>私は教育委員会に対し開示請求を行った。委員長は部分開示決定を行った。これを受けて私は7月29日、センターに開示のため赴き説明を受けた。</p> <p>決定通知書には開示しない理由として「人数は個人に関する情報」と記載されている。論じるまでもないことであるが、意味不明で常人の主張とは思えない。次いで「学校関係者等一定範囲の者」については「当該個人の近辺にいる者のうち、開示文書に係る情報を不確かな形であっても知り得るような者を意味している」との説明があった。これも確かな感覚をもってすれば意味不明ですでに常人の判断とは言えない。条例は原則公の下、個人情報識別される危険性に対し限定的に非開示規定を定めている。委員長はこれを歪め「可能性」を非開示根拠としている。非開示に対する真逆の解釈であり、これは条例を無視し非開示を際限なく拡大する不当主張である。</p> <p>本来ならば異議申立てという対抗策もあるが、上非開示理由では論理以前の問題として異議のかけようがなく、また仮に異議申立てを行ったとしても、何年もこの違法は続けられ継続する危険性がある。至急非開示「可能性」路線を差し止めなければ、千葉県情報公開条例は崩壊する。貴会議における聴取を求める。</p> <p>「開示しない理由」として掲げた理由は全く意味不明であり、教育委員会は千葉県情報公開条例に規定された条項に従って、開示決定を行うよう意見されたい。</p>
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>2 調査の概要</p> <p>平成25年8月5日 苦情の申出書の受付（苦情事案3）</p> <p>平成25年12月11日 苦情を申し出たもの（以下「申出人」という。）から苦情の趣旨等を聴取</p> <p>平成26年3月17日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果</p> <p>千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>（1）本事案に対する検討は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第12条第3項による行政文書部分開示決定の理由の提示が条例の解釈を誤っているかどうかの判断を伴うものである。</p> <p>（2）理由の提示の瑕疵は、当該処分取消事由になるものであり、理由の提示は当該処分と一体のものであるから、行政不服審査法所定の手続きによりその適否が判断されるべきものである。</p> <p>（3）また、申出人の「本来ならば異議申立てという対抗策もあるが、上非開示理由では論理以前の問題として異議のかけようがなく、また仮に異議申立てを行ったとしても、何年もこの違法は続けられ継続する危険性がある。」との主張は、申出人独自の解釈を含むものであり、上記（2）の判断に影響を及ぼすものではない。</p> <p>（4）したがって、本事案は、条例第27条の2第3項第2号の「開示決定等について行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情」に該当することから、その申出に応ずることができない。</p>
調査委員	菅野 泰 上谷 豪



第4号様式（第9条第1項）

処 理 結 果 通 知 書

政法第2921号-1  
情公推第39号-1  
平成26年3月27日

〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議  
会長 松村 雅生

平成25年8月7日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H25) 苦情事案4：平成25年8月7日付け</p> <p>千葉県教育委員会委員長（以下「委員長」という。）が本件決定を行ったのが8月1日であり、発送作業ないし送達期間を勘案すれば6日に開示することなど最初から不可能なことは幼子でも判る。係る日時指定は千葉県情報公開制度の破壊をもたらす。貴会議において、委員長はじめ本件決定に関与した教育委員会職員を指導措置するよう委員長に意見勧告すると共に、本件開示日時を再考させその措置を他県民が行う請求活動に反映させるべきである。</p> <p>8月5日夜に封書が届いていた。6日午前6時過ぎ、同封筒を開封したところ8月6日午前10時を指定する開示（部分開示）決定通知書があった。もちろん開示を受けることなど不可能である。</p> <p>上日時指定行為は、事務取扱要綱に明白に違反している。</p> <p>故意に開示を受けることができない日時を指定し、開示請求者に指定した日に来庁できるか否か知らせるよう要求するなど不要な負担をかけている。</p> <p>2 調査の概要</p> <table border="0"><tr><td>平成25年</td><td>8月</td><td>7日</td><td>苦情の申出書の受付</td></tr><tr><td>平成25年</td><td>12月</td><td>11日</td><td>苦情を申し出たもの（以下「申出人」という。）から苦情の趣旨等の聴取</td></tr><tr><td>平成26年</td><td>1月</td><td>21日</td><td>実施機関（教育庁教育振興部教職員課）への書面による調査</td></tr><tr><td>平成26年</td><td>2月</td><td>6日</td><td>実施機関（教育庁教育振興部教職員課）から調査回答書の受付</td></tr><tr><td>平成26年</td><td>3月</td><td>17日</td><td>苦情処理調査部会で審議</td></tr></table> <p>3 処理の結果</p> <p>(1) 本事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書により、次に掲げる事項に対する苦情であると認められる。</p> <p>ア 千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成13年千葉県教育委員会規則第3号）別記第2号様式及び別記第3号様式に規定する開示を実施する日時について、実施機関が指定した日</p>	平成25年	8月	7日	苦情の申出書の受付	平成25年	12月	11日	苦情を申し出たもの（以下「申出人」という。）から苦情の趣旨等の聴取	平成26年	1月	21日	実施機関（教育庁教育振興部教職員課）への書面による調査	平成26年	2月	6日	実施機関（教育庁教育振興部教職員課）から調査回答書の受付	平成26年	3月	17日	苦情処理調査部会で審議
平成25年	8月	7日	苦情の申出書の受付																		
平成25年	12月	11日	苦情を申し出たもの（以下「申出人」という。）から苦情の趣旨等の聴取																		
平成26年	1月	21日	実施機関（教育庁教育振興部教職員課）への書面による調査																		
平成26年	2月	6日	実施機関（教育庁教育振興部教職員課）から調査回答書の受付																		
平成26年	3月	17日	苦情処理調査部会で審議																		

	<p>時は、申出人が当該様式による通知書を開封した日であり、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第17条の規定による開示の実施を受けることはできないこと。</p> <p>イ 上記アは、千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月30日制定）第33(9)ア(イ)aに違反している。</p> <p>ウ 申出人に当該日時に来庁できるか否か申し出るよう要求するなど不要な負担をかけている。</p> <p>(2) 千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の説明は次のとおりである。</p> <p>実施機関の担当課（所）は、当該日時を指定するに当たって、総合窓口である総務部政策法務課に相談したところ、教育庁の本庁の別の課が、申出人に開示を実施する日時を提示しており、申出人が早期に開示を受けることを希望している場合があることを配慮した結果、当該日時を指定した。</p> <p>(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>ア 上記(1)ア及びイについて</p> <p>当該日時を指定するに当たって、申出人が早期に開示を受けることを希望している場合を配慮したことは適正と考えられる。しかし、同規則別記第2号様式及び別記第3号様式注1にあるとおり、当該指定について不都合がある場合は、実施機関に申し出ることができ、開示を実施する日時を申出人に提示している段階で回答がなく、申出人の都合を確認できない本事案の場合、特段の事情が認められない以上、到達予定日の翌日から起算して3日後より後の日時、すなわち8月7日以後の日時がより適切な指定であったと考えられる。したがって、実施機関の事務は不適正とはいえないものの、8月7日以後の日時を指定すべきであった。</p> <p>イ 上記(1)ウについて</p> <p>同規則別記第2号様式及び別記第3号様式注1のとおり、指定された開示の日時について不都合がある場合は、実施機関に申し出ることができ、申出人に不要な負担をかけているとまでは言えない。</p>
調査委員	菅野 泰、上谷 豪

処 理 結 果 通 知 書

政法第2914号-1-1  
情公推第33号-1-1  
平成26年3月27日

〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議  
会長 松村雅生

平成25年8月29日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p><b>(H24) 苦情事案5：平成25年8月29日付け</b></p> <p>千葉県教育委員会委員長（以下「委員長」という。）は千葉県教育庁企画管理部福利課長をして公立学校共済組合千葉支部（以下「支部」という。）の者を開示不開示の判断及び決定に関わらせ、かつ7月29日10時45分、千葉県総務部政策法務課情報公開・個人情報センター（以下「センター」という。）において実際に開示事務を行わせた。千葉県教育庁企画管理部教育総務課長は同課職員を配置し当該違反行為を幫助した。この時、当方から支部職員が千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）に基づく開示事務を行うことについて、その当否を含め見解を表明するよう要請し、上職員は約束した。しかし、その後この約束を黙殺し、千葉県教育庁企画管理部福利課（以下「福利課」という。）は再び開示決定を行い、当方に9月3日にセンターに赴くよう決定した。</p> <p>委員長は支部職員に県職員固有事務である開示事務を行わせた。これにより情報公開制度の成立要件が破壊された。この不正行為を貴会議において速やかに調査し、本件を主導した委員長自身及び県職員（教育庁職員）を厳しく指導措置するよう勧告するとともに、7月29日に関与した開示事務を含めこれまで開示に関わった派遣職員らに対し開示業務に関する情報等の秘密を守るよう誓約書を取るべきである。</p> <p>派遣職員は支部に対し「個人情報保護誓約書」を提出していると思料されるが、このことと条例の運用に携わることは全く別である。当方は個人情報保護ないし情報漏洩防止の観点から、派遣職員が開示事務に携わることの正当性が担保されない限り、福利課が行う開示に対応しない。理由は委員長が行う不当に加担することになるからである。本来ならば委員長自身が福利課の開示決定を行わないことが正常な対応である。</p> <p>① 委員長は福利課職員が職務上作成した情報について、同情報は支部に係るもので条例第1条【解釈及び運用】にある「県とは別の団体」という理由で不開示決定を行ったものようである。しかし全くの詭弁である。</p> <p>② 私は条例に基づき、県職員である福利課職員が作成し自ら署名した情報を現物添付し開示請求したのであって、「県とは別の団体」の情報を請求したの</p>
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ではない。

- ③ しかし委員長は「県とは別の団体の職員に条例に基づく開示事務を行わせた。この経過については、当方が申し立てた「情報公開事務に係る苦情の申出書」（苦第1302号／2013年8月5日）を参照されたい。
- ④ 派遣職員は、地方公務員等共済組合法（以下「共済組合法」という。）によって刑法等の適用を受けることになっている。しかし条例の遵守義務ないし同罰則規定を適用されることはどこにも規定されていない。
- ⑤ 上観点を含め派遣職員が、条例に基づく開示事務に携わることは明らかに職務権限外であり、違法であり、千葉県民と条例を欺く行為である。
- ⑥ 委員長はある時は「県とは別の団体」という理由で千葉県職員が作成した情報を隠す一方、恒常的に「県とは別の団体」の派遣職員に条例の運用を行わせるなど極めて深刻な違法行為を行っている。
- ⑦ 貴会議は直ちに委員長の違法行為を差し止めるべきである。ところで支部は所属職員を福利課に派遣しているが、同職員らがそもそも共済組合の正規職員ではなく、人材派遣会社等から同組合に派遣されている実情はないのか、貴会議は真摯に調査する必要がある。派遣の派遣問題である。もし係る実情があれば事態は極めて悲惨なことになる。
- ⑧ 本件苦情に関し、従来同様貴会議の私への聴取を求める。

## 2 調査の概要

平成25年 8月27日 苦情の申出書の受付（苦情事案5）

平成25年12月11日 苦情を申し出たもの（以下「申出人」という。）

から苦情の趣旨等を聴取

平成26年 1月16日 実施機関への書面による調査

平成26年 2月13日 実施機関から調査回答書の受付

平成26年 3月17日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「調査部会」という。）で審議

## 3 処理結果

調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

- (1) 申出人の苦情の内容を要約すれば概ね以下のとおりである。

実施機関の開示事務に携わった者の中に、支部に実施機関から派遣された職員がおり、県職員固有事務である開示事務行わせたので、実施機関に対し厳しく指導措置するとともに、これまで開示に携わった実施機関から派遣された職員らに対し開示業務に関する情報等の秘密を守るよう誓約書をとるべきであり、また、実施機関に対して、開示事務に派遣職員が同席したことについて、その当否を含め見解を求めたが、黙殺したことについての苦情である。

- (2) 本事案に関する実施機関の説明は、概ね以下のとおりである。

ア 派遣職員は、一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）により、県から支部へ派遣された職員である。

イ 地方公務員等共済組合法（以下「共済組合法」という。）第19条の2では、組合の事業に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとされている。

なお、派遣職員は、県職員の身分を有したまま派遣されることから、身分上の義務である秘密を守る義務も地方公務員としての規定が適用される。

ウ 県職員は、共済組合法 18 条の便宜供与により共済組合の業務に携わっている。

エ 支部は派遣職員と県職員により構成されており、福利課の各班も同様である。福利課の業務は、共済組合と連携する業務が多く、互いに補完し合いながら、県の業務と共済組合の業務を進めている。

オ 派遣職員が条例に基づく開示事務を行うことについて、その当否を含め見解を表明するよう要請した。

(3) 派遣法と共済組合法との適用関係、支部との業務関係といった点については、実施機関において整理し対応すべきものであるから、調査部会では本事案について、条例に基づく情報公開制度の適正運用の観点から検討する。

(4) 条例第 12 条では、開示請求に対する措置は、実施機関が開示等の決定を行い開示請求者に書面により通知する旨規定している。そして、実施機関に対する行政文書開示請求に対する開示決定等は、千葉県教育委員会処務規程（昭和 35 年千葉県教育委員会訓令第 1 号）別表第一の三により各課長の専決とされている。

本事案にかかる開示決定等については、平成 25 年 6 月 19 日付け開示請求に対して、現に福利課長が決裁し、部分開示決定通知書（同年 7 月 19 日付け教福第 170 号）により申出人宛に通知されている。こうした経過を踏まえると、実施機関は、条例等の規定に沿って決定手続を行っていることが認められる。また、上記（2）の説明等を勘案すると、開示決定の事務などに派遣職員が関わるということが不適切であるとまではいえない。

したがって、実施機関の行為に不適切な点があったとは認められない。

(5) 上記（4）のとおり、本事案において実施機関に不適切な点があったとは認められないが、一般に県民は、県職員と派遣職員との関係について知るものではないことを考慮すると、少なくとも実施機関は、開示の実施において、同席した派遣職員は県職員の身分を併せ有し担当課の業務を行っている旨を明らかにするなどして、県民に誤解を与えないよう開示を実施することが適切であった。

(6) 派遣職員が条例に基づく開示事務を行うことについて、その当否を含め見解を表明するよう要請したとの点であるが、平成 25 年 8 月 30 日付けで実施機関からのファクシミリにより、派遣職員が同席したことについて、

① 派遣職員は、県から職員としての身分を有したまま派遣されているため、地方公務員法の守秘義務の規定が適用されること。

② 派遣職員が同席したことの適否については、千葉県情報公開推進会議で検討されることになるが、開示する行政文書に詳しい者であったことから同席させたこと。

③ 9 月 3 日の開示の実施においては、派遣職員を同席させないことを通知しているため、実施機関の見解は苦情申出人に回答されているものと認められる。

調査委員

菅野 泰、桑波田 和子

処 理 結 果 通 知 書

政法第2914号-1-2  
情公推第33号-1-2  
平成26年3月27日

〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議  
会長 松村雅生

平成25年8月29日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p><b>(H24) 苦情事案6：平成25年8月29日付け</b></p> <p>千葉県教育委員会委員長（以下「委員長」という。）は千葉県教育庁企画管理部福利課長をして公立学校共済組合千葉支部（以下「支部」という。）の者を開示不開示の判断及び決定に関わらせ、かつ7月29日10時45分、千葉県総務部政策法務課情報公開・個人情報センター（以下「センター」という。）において実際に開示事務を行わせた。千葉県教育庁企画管理部教育総務課長は教育総務課職員を配置し当該違反行為を幫助した。この時、当方から支部職員が千葉県情報公開条例（平成12年条例第65号。以下「条例」という。）に基づく開示事務を行うことについて、その当否を含め見解を表明するよう要請し、上職員は約束した。</p> <p>しかし、その後この約束を黙殺し、千葉県教育庁企画管理部福利課（以下「福利課」という。）は再び開示決定を強行し、当方に9月10日午前11時、センターに赴くよう決定した。</p> <p>委員長は派遣職員に県職員固有事務である開示事務を行わせた。これにより情報公開制度の成立要件が破壊された。この不正行為を貴会議において速やかに調査し、本件を主導した委員長及び県職員（教育庁職員）を厳しく指導措置するよう勧告するとともに、7月29日に開示事務に関わった派遣職員らに対し開示事務に関する情報等の秘密を守るよう誓約書を取るべきである。</p> <p>派遣職員は支部に対し「個人情報保護誓約書」を提出していると思料されるが、このことと条例の運用に携わることは全く別である。当方は個人情報保護ないし情報漏洩防止の観点から、派遣職員が開示事務に携わることの正当性が担保されない限り、福利課が行う開示に対応しない。理由は金本が行う不当に加担することになるからである。本来ならば委員長自身が福利課の開示決定を行わないことが正常な対応である。</p> <p>① 委員長は福利課職員が職務上作成した情報について、同情報は支部に係るもので、条例第1条【解釈及び運営】にある「県とは別の団体」という理由で不開示決定を行ったものようである。しかし全くの詭弁である。</p> <p>② 私は条例に基づき、福利課職員が作成し自ら署名した情報を現物添付し開示請求したのであって、「県とは別の団体」の情報を請求したのではない。</p>
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ③ しかし委員長は「県とは別の団体」すなわち支部の者に条例に基づく開示事務をおこなわせた。この経過については、当方が申し立てた「情報公開事務に係る苦情の申出書」(苦第1302号/2013年8月5日)を参照されたい。
- ④ 派遣職員は、地方公務員等共済組合法(以下「共済組合法」という。)によって刑法等の適用を受けることになっている。しかし条例の遵守義務ないし同罰則規定を適用されることはどこにも規定されていない。
- ⑤ 上観点を含め派遣職員が、条例に基づく開示事務に携わることは明らかに職務権限外であり、違法であり、千葉県民と条例を欺く行為である。
- ⑥ 委員長はある時は「県とは別の団体」という理由で千葉県職員が作成した情報を隠す一方、恒常的に「県とは別の団体」の派遣職員に条例の運用を行わせるなど極めて深刻な違法行為を行っている。
- ⑦ 貴会議は直ちに委員長の違法行為を差し止めるべきである。ところで支部は所属職員を福利課に派遣しているが、同職員らがそもそも支部の正規職員ではなく、人材派遣会社等から同組合に派遣されている実情はないのか、貴会議は真摯に調査する必要がある。派遣の派遣問題である。もし係る実情があれば事態は極めて悲惨なことになる。
- ⑧ 本件苦情に関し、従来同様貴会議の私への聴取を求める。

## 2 調査の概要

平成25年8月29日 苦情の申出書の受付(苦情事案6)

平成25年12月11日 苦情を申し出たもの(以下「申出人」という。)から苦情の趣旨等を聴取

平成26年 1月16日 実施機関への書面による調査

平成26年 2月13日 実施機関から調査回答書の受付

平成26年 3月17日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会(以下「調査部会」という。)審議

## 3 処理結果

調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

- (1) 申出人の苦情の内容を要約すれば概ね以下のとおりである。

実施機関の開示事務に携わった者の中に、公立学校共済組合千葉支部(以下「支部」という。)に実施機関から派遣された職員がおり、県職員固有事務である開示事務行わせたので、実施機関に対し厳しく指導措置するとともに、これまで開示に携わった実施機関から派遣された職員らに対し開示業務に関する情報等の秘密を守るよう誓約書をとるべきであり、また、実施機関に対して、開示事務に派遣職員が同席したことについて、その当否を含め見解を求めたが、黙殺したことについての苦情である。

- (2) 本事案に関する実施機関の説明は、概ね以下のとおりである。

ア 派遣職員は、一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律(以下「派遣法」という。)により、県から支部へ派遣された職員である。

イ 地方公務員等共済組合法(以下「共済組合法」という。)第19条の2では、組合の事業に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとされている。



なお、派遣職員は、県職員の身分を有したまま派遣されることから、身分上の義務である秘密を守る義務も地方公務員としての規定が適用される。

ウ 県職員は、共済組合法第 18 条の便宜供与により共済組合の業務に携わっている。

エ 支部は派遣職員と県職員により構成されており、福利課の各班も同様である。福利課の業務は、共済組合と連携する業務が多く、互いに補完し合いながら、県の業務と共済組合の業務を進めている。

オ 派遣職員が条例に基づく開示事務を行うことについて、その当否を含め見解を表明するよう要請した。

(3) 派遣法と共済組合法との適用関係、支部との業務関係といった点については、実施機関において整理し対応すべきものであるから、調査部会では本事案について、条例に基づく情報公開制度の適正運用の観点から検討する。

(4) 条例第 1 2 条では、開示請求に対する措置は、実施機関が開示等の決定を行い開示請求者に書面により通知する旨規定している。そして、実施機関に対する行政文書開示請求に対する開示決定等は、千葉県教育委員会処務規程（昭和 3 5 年千葉県教育委員会訓令第 1 号）別表第一の三により各課長の専決とされている。

本事案にかかる開示決定等については、平成 2 5 年 6 月 1 9 日付け開示請求に対して、現に福利課長が決裁し、部分開示決定通知書（同年 7 月 1 9 日付け教福第 1 7 0 号）により申出人宛に通知されている。こうした経過を踏まえると、実施機関は、条例等の規定に沿って決定手続を行っていることが認められる。また、上記（2）の説明等を勘案すると、開示決定の事務などに派遣職員が関わるということが不適切であるとまではいえない。

したがって、実施機関の行為に不適切な点があったとは認められない。

(5) 上記（4）のとおり、本事案において実施機関に不適切な点があったとは認められないが、一般に県民は、県職員と派遣職員との関係について知るものではないことを考慮すると、少なくとも実施機関は、開示の実施において、同席した派遣職員は県職員の身分を併せ有し担当課の業務を行っている旨を明らかにするなどして、県民に誤解を与えないよう開示を実施することが適切であった。

(6) 派遣職員が千葉県条例に基づく開示事務を行うことについて、その当否を含め見解を表明するよう要請したとの点であるが、平成 2 5 年 8 月 3 0 日付けで実施機関はファクシミリにより、派遣職員が同席したことについて、

① 派遣職員は、県から職員としての身分を有したまま派遣されているため、地方公務員法の守秘義務の規定が適用されること。

② 派遣職員が同席したことの適否については、千葉県情報公開推進会議で検討されることになるが、開示する行政文書に詳しい者であったことから同席させたこと。

③ 9 月 3 日の開示の実施においては、派遣職員を同席させないこと。

を通知しているので、実施機関の見解は苦情申出人に回答されているものと認められる。

調査委員

菅野 泰、桑波田 和子

処 理 結 果 通 知 書

政法第2916号-1  
情公推第35号-1  
平成26年3月27日

〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議  
会長 松村雅生

平成25年9月3日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p><b>(H25) 苦情事案7：平成25年9月3日付け</b></p> <p>千葉県教育委員会委員長（以下「委員長」という。）は県教育庁教育総務課長をして、私が行った本年6月19日付け開示請求に対し、8月30日「9月3日に開示を受けられる場合は、ご連絡いただきますようお願いいたします」と教示した。</p> <p>委員長は8月19日本件開示請求に対し決定を行った際、9月3日に「指定された開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ担当課（所）へ具体的な開示希望日を申し出てください」と教示した。一方委員長が教育総務課長に行わせた「開示を受けられる場合は」という連絡は、先に委員長が「指定された開示の日時に来庁できないときは」という教示と矛盾する。</p> <p>開示日の設定は「来庁できない場合」が条例の運用である。委員長の「開示を受けられる場合」という教示は、これを逆に言えば開示を願い出るということであり、請求者を愚弄し回答を困難にさせている。委員長は「開示を受けられる場合」などと高みに立って、あたかも請求者が開示を切望しているかのような対応をしている。開示は請求を受けた実施機関の義務であり、委員長は砂上の楼閣でしかない県民を見下す上位下達の発想から抜け出すことなく倒錯していると思える。</p> <p>実施機関が提起した日時が不都合だから他日を連絡するのか、「開示を受けられる場合」などと、私が開示日を願い出ることによって日時が定まるのかははっきりさせるべきである。委員長のこのような不遜で杜撰な対応の背景については、「苦情の理由」で改めて詳述する。</p> <p>委員長が不遜で杜撰な対応を行い、その挙句事実を曲げ、自ら行った不当行為の隠ぺいを図った実情を明らかにすることによって、本件苦情の申出の背景事情を指摘する。</p> <p>委員長は、</p> <p>(1)「7月29日の福利課の開示で（中略）派遣職員が同席したことについて」というが、これは不正が露見しそうになると委員長が行う常套手段である。委員長は常に事実を歪曲し争点を隠そうとする。委員長が行った不正の中核</p>
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

は「県とは別の団体」（千葉県情報公開条例第2条1）の職員である非県職員に、開示非開示の判断をさせかつ開示事務を行わせたことである。まさに違法である。

(2) 「県から職員としての身分を有したまま派遣されている」と主張するが錯乱している。「県から職員としての身分を有したまま派遣されている」という主張は全く意味不明である。そもそも派遣職員は県から派遣されることはない。まさに尋常ではない。

(3) 「開示する行政文書に詳しい者であったことから同席させた」と主張する。この主張は、千葉県情報公開条例が定めた手続きと事務取扱に明らかに違反している。委員長は行政文書に詳しくれば誰でも県の職員になり代わって開示の場に同席し開示事務を行うことが可能と主張している。公立学校共済組合千葉県支部（職員）は県の実施機関（職員）ではなく「県とは別の団体」の者であり条例とは無関係である。まさに不正行為である。

(4) 「同席したことの適否については、千葉県情報公開推進会議で検討されることにな」るなどと、自らの責任を棚にあげ判断を推進会議に丸投げする一方、「9月3日の開示において、（中略）派遣職員は同席しない」などと、推進会議の結論に先立って自らがこれまで行ってきた不正行為が露見したためこれを取り消そうとしている。委員長は自らの不正行為を認め、速やかに情報公開推進会議に今後の改善を申告すべきであって、このままでは同会議の処理活動は徒労に終わり失笑を買う。まさに姑息である。

なおこの余の事実については貴会議が私に行う聴取で明らかにする。

## 2 調査の概要

平成25年 9月 3日 苦情の申出書の受付（苦情事案7）

平成25年12月11日 苦情を申し出たもの（以下「申出人」という。）

から苦情の趣旨等を聴取

平成26年 1月16日 千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）への書面による調査

平成26年 1月31日 実施機関から調査回答書の受付

平成26年 3月17日 苦情処理調査部会で審議

## 3 処理結果

(1) 本事案は、平成25年8月30日付けで行った開示を実施する日時の調整に対する苦情であると認められる。

(2) 実施機関の説明要旨は次のとおりである。

申出人は平成25年6月19日付けで6件の行政文書開示請求を行った。それに対して、実施機関は、4件について同年7月29日に開示を実施し、残りの2件について同年8月19日付けで特例延長後の開示決定等を行い、開示を実施する日時を同年9月3日午前11時と開示決定等通知書に記載して、申出人に通知した。

これに対して、申出人は、同年8月29日付けで千葉県情報公開推進会議に対して情報公開事務に係る苦情の申出書を提出し、当該申出書には「非県職員が開示事務に携わることの正当性が担保されない限り、福利課が行う開示に対応しない。」旨が記載されているとのことであった。

これを受けて、教育総務課の担当者は、福利課と協議の上、同月30日に申

出人に対してファクシミリで連絡した（以前に申出人の希望があって、電話によって申出人と連絡を取ることはしていないため、ファクシミリで連絡した。）。

このファクシミリは、公立学校共済組合千葉支部の職員が同年7月29日の開示に同席した件について説明するとともに、同年9月3日に予定する開示において当該職員は同席しないこととし、申出人に配慮したものであるが、これによっても申出人が「福利課が行う開示に対応」するか否かは不明であった。そのため、開示を実施することができるか不明な状態で、福利課の担当者に情報公開・個人情報センターで待機させることは適当でないと考え、申出人が当該日時に来庁するか否かについて確認を行うため、「9月3日に開示を受けられる場合は、ご連絡いただきますようお願いいたします」と申出人に連絡を依頼したものである。

開示の実施は、開示請求者と担当課との間で日時を調整して行うものであり、申出人の開示に対応しない旨の申出を受けて、来庁の意思の確認を行うために申出人に連絡を依頼することは、何ら適性を欠くものではない。

なお、上記申出書は、直接実施機関に対して提出されたものではないが、当該申出書が総務部政策法務課長から福利課長宛てに送付されているため、実施機関としては当該申出書に記載された申出人の意思を考慮して対応したものである。

また、申出人から、行政文書開示決定通知書に規定する具体的な開示希望日時の申出に該当する意思表示はなかった。

(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 申出人は、「実施機関が提起した日時が不都合だから他日を連絡するのか、『開示を受けられる場合』などと、私が開示日を願い出ることによって日時が定まるのかはっきりさせるべきである。」と主張する。

イ 一方、実施機関の説明によると、実施機関が申出人に送付したファクシミリ送付票において「9月3日に開示を受けられる場合は、ご連絡いただきますようお願いいたします。」と記載したのは、以下の事情によるとのことである。

申出人が平成25年8月29日付け苦情の申出書（苦情事案5）の苦情の趣旨の欄に記載した「非県職員が開示事務に携わることの正当性が担保されない限り、福利課が行う開示に対応しない。」という意思表示（以下「本件意思表示」という。）を受け、担当課が同年9月3日に開示を実施することができるか否かを確認するため申出人に連絡を依頼したものである。

ウ ところで、開示を実施する日時（以下「実施日時」という。）については、実施機関が開示決定通知書等において指定し、実施日時を変更する場合には、開示請求者から担当課（所）への具体的に希望する実施日時の申出を受け、改めて指定するものとしている（千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成13年千葉県教育委員会規則第3号）第3条及び別記第2・3号様式注の1、千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月30日制定）第44）。

すなわち、開示請求者からの上記申出がない限り、実施機関が開示決定通知書等により指定した実施日時で確定することとなる。

エ 本件においては、本件意思表示は、千葉県情報公開推進会議に対する苦情

	<p>の申出書の中でなされたものであって、実施機関に対してなされたものではないことから、上記ウの担当課（所）への希望する実施日時の申出に該当せず、その他にもこれに該当するような意思表示はなされていない。</p> <p>したがって、実施日時は、開示決定通知書等の開示を実施する日時及び場所の欄に記載した平成25年9月3日午前11時で確定している。</p> <p>オ しかし、本件意思表示は、千葉県情報公開推進会議に対する苦情の申出書の中でなされたものではあるが、千葉県情報公開推進会議から実施機関に対して当該申出書が送付され、実施機関の了知するところとなっており、実施機関が本件意思表示を考慮して、申出人の真意を確認しようとする行為は合理的であり是認できる。</p> <p>カ よって、申出人の意思を確認しようとした実施機関の行為に不適切な点はない。</p>
調査委員	佐野善房、齋藤匠

処 理 結 果 通 知 書

政法第2917号-1  
情公推第36号-1  
平成26年3月27日

〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議  
会長 松村雅生

平成25年9月9日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p><b>(H25) 苦情事案8：平成25年9月9日付け</b></p> <p>千葉県教育委員会委員長（以下「委員長」という。）は私に対し9月3日午前11時に開示する決定を行った。これに対し同日午前10時55分から同11時10分まで情報公開センターに赴き待機したが、教育庁職員は誰一人として現れなかった。</p> <p>千葉県教育委員会が行う開示事務は不当不正が止まらない。開示日時指定に関しては、その事務取扱要綱第4-4日時及び場所において、「開示請求者が（略す）開示の実施を受けることができない場合に」実施機関が他日時に変更することになっている。</p> <p>私が本件開示に際し他日を希望し連絡した事実はない。ただし委員長が異常な開示事務を行い混乱しているため、正常な開示を受けることができるよう指摘し連絡した。</p> <p>これに対し教育総務課長は同課職員をして、私に開示を受けるなら連絡するよう、開示事務の取り扱いにはない不遜で居丈高で傲慢な連絡をした。本件は委員長、教育総務課長らの不当対応の延長線上に起こるべくして起こった不正行為である。貴会議は事実を直ちに精査し、中庸的偽善的な態度を排し委員長に対しきちんと対応すべきである。でなければ彼らは必ず再発する。</p> <p>本件不正行為に対し、あらためて苦情の理由をいう必要はない。委員長が行った本件不正行為は、委員長らの特異な不正集団組織であれば許容されるかもしれないが、子どもを含め一般社会では到底許容されることはない。委員長は本件不正行為について縷々理由を述べ謝罪する。しかし正当な理由があるのであれば、そもそも謝罪の必要はない。当方は労働時間及びこれに見合う収入並びに交通費等を喪失したことを念のために申し添える。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成25年 9月 9日 苦情の申出書の受付（苦情事案8）</p> <p>平成25年12月11日 苦情を申し出たもの（以下「申出人」という。）から苦情の趣旨等を聴取</p>
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

平成26年 1月16日 千葉県教育委員会（教育総務課及び福利課）並びに  
千葉県知事（政策法務課）への書面による調査

平成26年 1月31日 千葉県教育委員会及び千葉県知事から調査回答書  
の受付

平成26年 3月17日 苦情処理調査部会で審議

### 3 処理結果

(1) 本事案は、行政文書開示決定通知書等で通知された開示を実施する日時に  
申出人が赴き待機したにもかかわらず、担当課の職員が現れなかったことに對  
する苦情であると認められる。

(2) 千葉県教育委員会及び千葉県知事の説明要旨は次のとおりである。

#### ア 千葉県教育委員会（教育総務課及び福利課）

申出人は平成25年6月19日付けで6件の行政文書開示請求を行った。  
それに対して、実施機関は、4件について同年7月29日に開示を実施し、  
残りの2件について同年8月19日付けで特例延長後の開示決定等を行い、  
開示を実施する日時を同年9月3日午前11時と開示決定等通知書に記載  
して、申出人に通知した。

これに対して、申出人は、同年8月29日付けで千葉県情報公開推進会議  
に対して情報公開事務に係る苦情の申出書を提出し、当該申出書には「非県  
職員が開示事務に携わることの正当性が担保されない限り、福利課が行う開  
示に対応しない。」旨が記載されているとのことであった。

これを受けて、教育総務課の担当者は、福利課と協議の上、同月30日に  
申出人に対してファクシミリで連絡した（以前に申出人の希望があつて、電  
話によって申出人と連絡を取ることはしていないため、ファクシミリで連絡  
した。）。

このファクシミリは、公立学校共済組合千葉支部の職員が同年7月29日  
の開示に同席した件について説明するとともに、同年9月3日に予定する開  
示において当該職員は同席しないこととし、申出人に配慮したものである  
が、これによつても申出人が福利課が行う開示に対応するか否かは不明であ  
つた。そのため、開示を実施することができるか不明な状態で、福利課の担  
当者に情報公開・個人情報センターで待機させることは適当でないと考え、  
申出人が当該日時に来庁するか否かについて確認を行うため、「9月3日に  
開示を受けられる場合は、ご連絡いただきますようお願いいたします」と申  
出人に連絡を依頼したものである。

この連絡に対して、申出人から連絡がなかったため、申出人が非県職員が  
開示事務に携わることの正当性が担保されたと了解し、福利課が行う開示に  
対応するか否かは不明であった。

そのため、教育総務課の担当者は、開示を実施することができるか不明な  
状態で、福利課の担当者に情報公開・個人情報センターで待機させることは  
適当でないと考え、福利課の担当者に対して、申出人が来庁した場合は、速  
やかに開示する行政文書を持って情報公開・個人情報センターに向かい、開  
示を実施することができるように準備をした上で、執務室で待機することが  
適当であると指示し、それを受け福利課の担当者は執務室で待機していた。

#### イ 千葉県知事（政策法務課）

総合窓口において開示を行う場合の実際の実施手順として、あらかじめ担



当課が請求者と開示実施日時の調整等を行っているときは、通常担当課の職員は請求者が総合窓口に来庁する時刻までに開示の対象となる行政文書を総合窓口を持参して開示を実施している。

担当課の職員が開示の実施時刻に総合窓口に着ていないなど開示の実施の準備を完了していないとき（多くは開示決定通知書等に日時を指定したのみで請求者と特段の調整を行っていないときである）は、次のとおり手順で開示を実施している。

(ア) 請求者が総合窓口に来庁したときに、総合窓口担当の政策法務課の職員は、請求者からの開示決定通知書等の提示により、開示を受ける旨の意思を確認する。

(イ) 政策法務課の職員は、担当課に連絡を入れる。担当課の職員は、総合窓口を開示の対象となる行政文書を持参して開示を実施する。

平成25年9月3日午前10時55分から11時10分までの間の総合窓口の状況は次のとおりである。

同日午前10時55分、申出人は総合窓口に来庁した。

申出人は、総合窓口の受付で対応した政策法務課の職員に対して、開示請求書2件、苦情の申出書1件、苦情の申出に係る意見書1件を提出し収受を受けた。

政策法務課の職員は、福利課が同日午前11時00分からの開示実施を通知している件に関して、申出人が開示の実施を受けるかの意思を確認しようとしたところ、申出人は「私は文書の収受を求めている。」と述べただけであったため、政策法務課の職員は申出人の開示を受ける意思を確認できなかった。

続けて、政策法務課の職員は、文書の入手手続に関する相談を受け、申出人が持参した文書及び「行政文書等の写し等の交付申請書」の収受手続を行うために、一度受付を離れて事務室へ行き、収受手続を行った。この間、政策法務課の職員は一人で対応し、申出人からの開示請求書の収受等の作業を集中して行った。

政策法務課の職員が収受手続を終えて受付に戻り、申出人に収受文書の控えを渡すと、申出人は、福利課から開示の実施を受けるために開示決定通知書等に記載された日時に総合窓口へ赴いているにもかかわらず、福利課の職員は一人も総合窓口へ来ていない状況であり、福利課は開示を行う意思がない旨の話をし始め、誰もいない総合窓口の閲覧コーナーを撮影したと言い残して総合窓口を去った。

(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 開示の実施については、担当課（所）の職員は、開示決定に係る行政文書を情報公開窓口を持参し、開示の実施の準備をすることとされ（千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月30日制定）第4 5（1））、また、開示は担当課（所）の職員が行い、必要に応じて、行政文書の内容について説明することとされている（同要綱第4 5（3））。

イ 千葉県知事の説明によれば、開示決定通知書等に日時を指定したのみで請求者と特段の調整を行っていない場合等において担当課の職員が開示の実施時刻に総合窓口に着ていないなど開示の実施の準備を完了していないと

	<p>きは、総合窓口担当の政策法務課の職員は開示請求者からの開示決定通知書等の提示により、開示を受ける旨の意思の確認をし、担当課に連絡を入れ、それを受け担当課の職員は総合窓口の開示の対象となる行政文書を持参して開示を実施するとのことである。</p> <p>ウ 開示決定通知書等に日時を指定したのみで請求者と特段の調整を行っていない場合等においては請求者が開示の実施時刻に総合窓口を訪れるかどうか分からないことや、中庁舎や本庁舎の執務室から総合窓口までは数分程度で到着できると見込まれることを踏まえると、上記イの説明には合理性があるといえる。</p> <p>エ そして、千葉県教育委員会の説明によれば、申出人が担当課が行う開示に対応するか否かは不明であったとのことであり、上記イの開示決定通知書等に日時を指定したのみで請求者と特段の調整を行っていない場合等に該当することから、申出人が来庁した場合は、速やかに開示する文書を持って総合窓口に向かい開示を実施することができるよう準備をした上で、執務室で待機したことに特段不適切な点はない。</p> <p>オ なお、上記エのとおり、千葉県教育委員会の取扱いに不適切な点はないが、申出人の来庁が不明確である状況下においては、運用上、総合窓口の確認の電話を入れるなどして、申出人の来庁の有無を確認することもできた。</p> <p>一方、申出人においても、総合窓口において、開示を受ける旨の意思表示を明確にして、千葉県教育委員会の担当者の対応を求めることも可能であったと認められる。</p> <p>いずれにしても、開示の実施は、実施機関と開示請求者との間で行われるものであるから、双方で協力して対応すべきである。</p>
調査委員	佐野善房、齋藤匠

処 理 結 果 通 知 書

政法第2915号—1  
情公推第34号—1  
平成26年3月27日

〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議  
会長 松村 雅生

平成25年9月10日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p><b>(H24) 苦情事案9：平成25年9月10日付け</b></p> <p>千葉県教育委員会委員長（以下「委員長」という。）は千葉県教育庁企画管理部教育総務課長並びに同福利課長をして、9月6日（金）午後1時30分過ぎ、その配下職員に9月10日に行う予定の開示に関連する事情を私に連絡（以下「本件連絡」という。）させた。この連絡は翌日より土日をはさむため、私は開示予定日前日9日急きょ千葉県総務部政策法務課情報公開・個人情報センター（以下「センター」という。）に出かけ開示に係る状況を確認せざるを得なかった。</p> <p>委員長が9月6日、私に連絡した内容は「県とは別の団体」であり「実施機関には含まれない」者に開示非開示の判断をさせ、開示すべき実施機関の情報をこれら派遣職員に説明させることに関するものであった。</p> <p>この問題は千葉県情報公開制度の根幹である組織運営に関するものであったため、私は開示予定日前日に急きょセンターに出向かわなければならない状況に追い込まれた。委員長は私への本件連絡を遅らせることによって、私に対応不可能あるいは困難な状況を知りながらかかる重要な連絡を行った。カレンダーを見ればその悪意が誰でも容易に判ることである。</p> <p>当然のことながら開示に係る諸連絡は時間的余裕を担保し、主権者県民の開示請求する権利を擁護保障する立場から行うべきである。</p> <p>なおこの余の申立て事実については、貴会議が私に行う聴取で明らかにする。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成25年 9月10日 苦情の申出書の受付（苦情事案9）</p> <p>平成25年12月11日 苦情を申し出たもの（以下「申出人」という。）から苦情の趣旨等を聴取</p> <p>平成26年 1月16日 実施機関への書面による調査</p> <p>平成26年 2月13日 実施機関から調査回答書の受付</p> <p>平成26年 3月17日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「調査部会」という。）で審議</p> <p>3 処理結果</p> <p>調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p>
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>(1) 本事案は、平成25年9月10日に予定される開示に関連する事情について、実施機関が申出人に本件連絡を行ったことにつき、その連絡日が同年9月6日であり、翌日から土日をはさむため、申出人は開示予定日(同年9月10日)の前日(同年9月9日)に急遽センターに出かけ開示に係る状況を確認せざるを得なかったという苦情であると認められる。</p> <p>(2) 上記(1)の9月10日を開示予定日とする行政文書の開示請求(以下「本件請求」という。)は、2013年6月25日付けの開示請求書(受付番号689番)によるものであり、本件請求に対して実施機関は平成25年8月26日付け教福第236号で行政文書開示決定及び行政文書部分開示決定を行った。</p> <p>(3) 上記開示決定等について、実施機関は、開示を実施する日時及び場所を、平成25年9月10日午前11時にセンターにおいて実施する旨を開示決定等通知書に記載して、平成25年8月26日に申出人宛送付している。</p> <p>(4) 本事案は、上記(1)のとおり、本件連絡から生じたものであるが、その連絡事項は千葉県教育庁企画管理部教育総務課からのものと同部福利課(以下「福利課」という。)からのものがあり、それらに対する実施機関の説明の要旨は次のとおりである。</p> <p>別件の開示請求について平成25年9月3日に開示を予定していたが、実施できなかったことに対する謝罪、経緯の説明と改めて開示を実施する日時を設定することであった。</p> <p>(5) 本件連絡について見分するに、上記(4)の実施機関の説明のほか、福利課からの連絡事項として、付加的に「また、次回9月10日午前11時の開示については、センターでお待ちしていますのでよろしく願いいたします。なお、公立学校共済組合千葉支部の派遣職員については、8月30日に(略)送付いたしましたファクシミリのとおおり、開示には同席いたしません。」との記載がある。</p> <p>本件請求に対して同年9月10日午前11時に開示を実施することは、上記(3)のとおり、平成25年8月26日付け開示決定通知書により申出人宛にすでに通知されており、実施機関が本件連絡により本件請求に対する開示予定日を再度確認したものと認められる。</p> <p>もとより開示の実施は、実施機関と開示請求者との協力に基づいて実施されるものであり、別件の開示請求について9月3日に開示が実施できなかった事情を踏まえると、上記確認行為は実施機関の対応としてはむしろ自然なことである。申出人は開示日を申し出により変更することが可能であったから、実施機関の行為に不適切な点はない。</p>
調査委員	佐野 善房、桑波田 和子

処 理 結 果 通 知 書

政法第2911号-1  
情公推第38号-1  
平成26年3月27日

〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議  
会長 松村雅生

平成25年9月10日付け及び平成25年9月13日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p><b>(H25) 苦情事案10：平成25年9月10日付け</b></p> <p>千葉県教育委員会委員長（以下「委員長」という。）が県教育庁教育総務課長並びに同福利課長をして、9月10日（火）午前8時49分、その配下職員に9月10日予定の開示に係る連絡（以下「本件連絡」という。）をさせた。</p> <p>委員長は私が貴会議に苦情の申し出を行ったことについて「円滑な開示に支障があると判断した」という。私が貴会議に行った苦情の申し出に対しては、貴会議が処理し、結論を見出すべきことである。委員長は私が行った苦情の申し出について難癖をつけ、円滑な開示事務ができないなどと嘯き脅している。係る違法行為はただちに止めさせるべきである。このような委員長の恫喝が許されれば、誰も情報公開条例に保障された推進会議への苦情の申立てができなくなる。</p> <p>貴会議と委員長が通底していないことを祈念する。なおこの余の申立て事実については、貴会議が私に行う聴取で明らかにする。</p> <p>付記 私は県教委に対し一切苦情の申し出は行っていない。</p> <p><b>(H25) 苦情事案11：平成25年9月10日付け</b></p> <p>委員長が県教育庁教育総務課長並びに同福利課長をして、本件連絡をさせた。</p> <p>委員長がその配下職員をして「派遣職員を同席させない」と連絡したことについて、私は何度も「判断」した職責は誰か、その理由は何かと説明を求めたが一切答えない。係る重要な判断変更を企画管理部主査が同課給付班長や委員長を超え行うとは思えない。仮に主査が単独で行ったとすれば、地方公務員法に規定する職務専念義務違反ではないのか。誰がどのような職責で「県とは別の団体」であり「実施機関には含まれない」者に開示非開示の判断をさせ、開示すべき実施機関の情報をこれら非県職員に説明させていたが、これを同席させないと決定変更したのか、その説明責任を果たすべきである。委員長らは一方では公立学校共済組合の情報であるからという理由で請求された情報を非開示にし、一方ではこの組織から派遣された職員に開示非開示の判断をさせ、開示すべき実施機関の情報を説明させていた。そしてこの事実が露見すると責任をうやむやにし、今度は</p>
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

「同席させない」と態度を変えた。本件を処理している千葉県情報公開推進会議に対する冒涇であるが、この背景に貴会議が委員長との通底がないことを祈念する。なおこの余の申立て事実については、貴会議が私に行う聴取で明らかにする。

#### (H25) 苦情事案13：平成25年9月13日付け

委員長が県教育庁教育総務課長並びに同福利課長をして、本件連絡をさせた。

委員長の意を受けた県教育庁教育総務課長、同福利課長、同給付班長及び同主査より「貴殿から苦情の申し出があり、円滑な開示に支障があると判断した」と威圧恫喝を受けた。委員長の右威圧恫喝が解決されない限り、主権者の権利保障並びに人身の安心安全確保に深刻な懸念がある。かかる威圧恫喝を行う委員長以下教育委員会・教育庁関係職員を指導措置し情報公開事務を正常化すべきである。委員長らは条例で権利保障された苦情の申し出を理由に「円滑な開示に支障がある」と難癖をつけ、主権者の権利を抑圧剥奪しようとした。極めて悪質で不当な行為である。現在、委員長より9月17日に開示する決定通知が届いているが、委員長の右威圧恫喝が解決されない限り、主権者の権利保障並びに人身の安心安全確保に深刻な懸念があるので、委員長が行う開示に赴くことが困難になっている。なおこの余の申立て事実については、貴会議が私に行う聴取で明らかにする。

#### 2 調査の概要

平成25年 9月10日 苦情の申出書の受付（苦情事案10及び11）  
平成25年 9月12日 苦情を申し出たもの（以下「申出人」という。）から出された「資料の送付」の受付（苦情事案10）  
平成25年 9月17日 苦情の申出書の受付（苦情事案13）  
平成25年12月11日 申出人から苦情の趣旨等の聴取  
平成26年 3月17日 苦情処理調査部会で審議

#### 3 処理結果

千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

##### 苦情事案10

- (1) 本事案は、千葉県教育庁企画管理部福利課が申出人に対し、ファクシミリ送付票（以下「送付票」という。）により連絡した内容が、申出人に対する恫喝であり、今後苦情の申立てができなくなるという苦情であると認められる。
- (2) 送付票により連絡した内容のうち、申出人は、下記のうちの下線部分について恫喝であると主張している。  
「なお、今回から派遣職員を同席させない理由は、貴殿から苦情の申し出があり、円滑な開示に支障があると判断したところです。」
- (3) 上記内容を検討すると、千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、苦情の申出書の内容を認識して以降、当日の開示を実施するに当たっては派遣職員を同席させないほうが円滑な開示を行えると判断したということを申出人に説明している内容であり、申出人を恫喝する趣旨であるとは認められない。

- (4) また、申出人は、実施機関に対し一切苦情の申出は行っていない旨付記しているが、苦情の申出書が推進会議に出された場合、原則として、苦情を迅速に処理するために実施機関に対して当該苦情申出書の写しを送付しており、実施機関の判断により本件苦情に対応したものと推察される。
- (5) したがって、実施機関の情報公開に係る事務に不適切な点はない。

#### 苦情事案 1 1

- (1) 本事案は、送付票により連絡した「今回から派遣職員を同席させない」とした判断についての「理由」と「職責」について実施機関に説明するよう求めたが、実施機関が一切応答しないという苦情であると認められる。
- (2) 一般的に、県民から行政の事務内容について説明を求められた場合、可能な限り説明を行うことが求められる。実施機関が苦情の申出書の内容を認識している状況において、申出人からの上記(1)の要求に対し、任意に、どこまでどのように説明するかは、実施機関の責任と判断より行われるべきものである。
- (3) そして、上記(1)の要求のうち、「理由」については、送付票において、「今回から派遣職員を同席させない理由は、貴殿から苦情の申し出があり、円滑な開示に支障があると判断したところです。」という説明がされており、実施機関が一切答えていないということではない。
- (4) 上記事情を勘案すると、申出人からの上記(1)の要求に対して、たとえ実施機関からの応答が充分ではなかったとしても、そのことで、ただちに実施機関の情報公開に係る事務に不適切な点があるとまではいえない。

#### 苦情事案 1 3

- (1) 本事案は、送付票により連絡した内容が、申出人に対する恫喝であり、この威圧恫喝が解決されない限り、実施機関が行う開示に赴くことが困難になっているという苦情であると認められる。
- (2) 送付票により連絡した内容については、苦情事案 1 0 で検討したとおり、申出人を恫喝する趣旨であるとは認められない。
- (3) したがって、実施機関の情報公開に係る事務に不適切な点はない。

調査委員

佐野 善房、上谷 豪

処 理 結 果 通 知 書

政法第2907号-1  
情公推第30号-1  
平成26年3月27日

〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議  
会 長 松 村 雅 生

平成25年9月10日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p><b>(H25) 苦情事案12：平成25年9月10日付け</b></p> <p>知事は総務部長並びに同政策法務課長をしてその職責を果たさず、千葉県情報公開条例固有事務である情報公開センターにおける主権者県民からの相談に応じなかった。</p> <p>別添資料下線部を確認すればすぐ解ることであるが、知事は主権者県民からの相談に対し、これを主体的に受け止めず単に関係する実施機関に対し相談内容の連絡調整のみ行い、その職責を放棄した。</p> <p>貴会議において事実を精査し、ただちに上不当対応を是正させるべきである。</p> <p>知事は県民からの相談に主体的に応じず、相談を受け流し実質的に各実施機関の立場や主張を補強した。これでは主権者県民の情報を開示請求する権利が制度として保障されない。</p> <p>なおこの余の申立て事実については、貴会議が私に行う聴取で明らかにする。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成25年9月10日 苦情の申出書の受付（苦情事案12）</p> <p>平成25年9月20日 苦情を申し出たもの（以下「申出人」という。）から出された「苦情の申出に係る意見書」の受付</p> <p>平成25年12月11日 申出人から苦情の趣旨等を聴取</p> <p>平成26年1月21日 千葉県知事（担当課は政策法務課。以下「実施機関」という。）への書面による調査</p> <p>平成26年1月31日 実施機関から調査回答書の受付</p> <p>平成26年3月17日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果</p> <p>(1) 申出人の上記相談の経緯は以下のとおりである。</p> <p>申出人は、千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の行政文書の開示の実施において、「非県職員が情報公開センターにおいて、行政文書開示に係る説明を行ったこと」に関し、9月3日及び9月10日に予定されている開示の</p>
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



実施において、同様の事態があると正常な開示が受けられないので、実施機関に対して教育委員会との調整をするよう求め、さらに申出人が開示の実施においてどのように対応すべきかなどを趣旨とする相談を行った。

(2) 申出人の相談について、実施機関は以下のとおりの対応を行った。

ア 申出人の平成25年8月27日付け文書による相談に対しては、千葉県企画管理部教育総務課（以下「教育総務課」という。）及び同部福利課（以下「福利課」という。）に相談内容を連絡し、事実関係について確認するとともに、9月3日の開示の実施時の対応については、担当実施機関である教育委員会から別途連絡すること等の回答を記載したファクシミリを、同年8月30日に申出人に送付した。

イ 申出人の平成25年8月29日付け文書による相談に対しては、教育総務課及び福利課に相談内容を連絡し、事実関係について確認するとともに、9月10日の開示の実施時には、派遣職員は同席せずに開示実施の準備をしていること等の回答を記載したファクシミリを、同年9月6日に申出人に送付した。

ウ 申出人の平成25年9月9日付け文書による相談及び同日に総合窓口に来庁した際の相談については、同日中に教育総務課及び福利課に対して相談内容について連絡し、事実関係について確認するとともに、9月10日の開示の実施については、9月6日の連絡のとおり実施の準備をしていること等の回答を記載したファクシミリを、同年9月10日に申出人に送付した。

(3) これらの対応について、申出人は、実施機関は県民からの相談に対し、主体的に応じていないと主張している。これに対し、実施機関は、教育委員会が派遣職員を同席させたことは、第一義的には、申出人と教育委員会の間で相互に話し合い、解決を図ることが適当であり、実施機関で苦情の当否を判断することはできず、よって、相談に対する対応として、教育委員会に対しては、相談内容と関連する苦情の原因となる事実や照会事項を伝え、教育委員会の自主的な判断に基づく対応を促し、申出人に対しては、苦情の原因となる事実等を教育委員会に伝え、伝えた際に教育委員会の見解等があれば、その内容を申出人に回答することとしたとのことである。

(4) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

実施機関は、情報公開事務に係る総合調整機関として、日常的に県民等からの様々な相談内容に対応しているとのことである。そして、個々の具体的な相談の内容により、担当課（所）がその責任において、相談者に個別に対応すべき内容も含まれており、相談者への対応の仕方も、個別具体的な事案に対する判断に即して行われることとなるという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

そして、本事案の申出人の相談については、第一義的には教育委員会で対応すべきものと判断し、この判断に即して実施機関は申出人の相談に対応したものであり、その経緯は上記(2)のとおりである。

これらの経緯に照らせば、実施機関の申出人に対する対応に不適切な点があったものとは認められない。

調査委員

菅野 泰 桑波田 和子

第4号様式（第9条第1項）

処 理 結 果 通 知 書

政法第2922号-1  
情公推第40号-1  
平成26年3月27日

〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議  
会長 松村 雅生

平成25年9月20日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H25) 苦情事案14：平成25年9月20日付け 千葉県教育委員会委員長が決裁した決定通知書を変造した。 一度行われた決定が変造されるのであれば、何が教育委員会決定か分からなくなり、委員会存在の正当性と根拠が喪失する。 本件変造者は種々理屈を述べて責任逃れをするであろうが事実として変造がある。 教育委員会決定を教育庁職員が何ら抵抗なく変造するなど、社会が指弾するように千葉県教育委員会においても権限を失い単なるお飾りとなっている。 この余の申立て事実については、貴会議が私に行う聴取で明らかにする。</p> <p>2 調査の概要 平成25年 9月20日 苦情の申出書の受付 平成25年12月11日 苦情を申し出たもの（以下「申出人」という。）から苦情の趣旨等の聴取 平成26年 1月21日 実施機関（教育庁教育振興部教職員課）への書面による調査 平成26年 2月 6日 実施機関（教育庁教育振興部教職員課）から調査回答書の受付 平成26年 3月17日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理の結果 (1) 本事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書により、千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、行政文書部分開示決定通知書の開示を実施する日時を欄を手書きで加筆して変造したことに対する苦情であると認められる。 (2) 実施機関の説明は次のとおりである。 教育庁教育振興部教職員課は、開示を実施する日時を指定するに当たって、同庁企画管理部教育総務課に相談したところ、同庁の本庁の別の課が、申出人に対し平成25年9月17日午前11時に開示を実施する予定であり、行政文書の量から開示に必要な時間及び申出人の利便性を</p>
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>配慮した結果、同日午前10時30分に当該日時を指定した。</p> <p>当該通知書は、行政文書開示請求管理システムで作成するところ、当該システムで30分と入力することはできないため、やむを得ず30分と手で記載し、上司の了解を得て施行した。</p> <p>(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>行政文書の量から開示に必要な時間及び申出人の利便性を配慮した結果、当該日時を指定したこと、及び当該システムの技術上の問題で手で記載し、上司の了解を得て施行したことについて、特段不合理な点はなく、実施機関の事務に不適正な点はない。</p>
調査委員	菅野 泰、齋藤 匠

処 理 結 果 通 知 書

政法第2908号-1  
情公推第31号-1  
平成26年3月27日

〇〇〇様

千葉県情報公開推進会議

会 長 松 村 雅 生

平成25年11月11日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p><b>(H25) 苦情事案15：平成25年11月11日付け</b></p> <p>千葉県教育委員会委員長（以下「委員長」と言う。）が千葉県情報公開条例（以下「条例」という。）の主旨に反し、千葉県情報公開推進会議（以下「会議」という。）に責任転嫁し、居直った挙句、迅速な開示義務を怠り、開示請求者に著しい不利益を発生させている。</p> <p>委員長が行う不当開示事務に対し、会議に苦情申立てをした途端、委員長は職務代行者教育庁福利課長並びに教育総務課長をして、私に「貴殿から苦情の申し出があり、円滑な開示に支障があると判断した」と通知した。すなわち会議が保有する苦情処理制度に訴えた途端、「円滑な開示に支障がある」とあからさまに恫喝、威嚇、脅迫した。これに対し私は直ちに上不法行為に対し苦情申立てし、身の安全を確保し、情報公開制度の適法を回復するため、千葉県知事に「今後、委員長が私に行う情報開示は私が行った苦情の申し出に対し、千葉県情報公開推進会議が行う調査並びにその処理結果を確認した後に受けることとします」と連絡した。しかし委員長は自らの恫喝等違法行為を是正するどころか、貴会議の処理活動の遅滞ないし不作為を理由に、私の知事に対する要請を悪利用し、開示を意図的に遅延させている。</p> <p>委員長は開示義務を逃れるため居直り、貴会議が行う苦情処理活動の遅れをあからさまに悪利用している。委員長が通常の人であるならば、自ら起因する本件恫喝、威嚇、脅迫等の行為に対し、会議に説明し、会議が行う苦情処理活動の遅延を悪利用せず、速やかな開示が行えるよう、会議に謝罪し、迅速な苦情処理を願い出ることがまともな姿勢である。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成25年11月11日 苦情の申出書の受付（苦情事案15）</p>
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

平成25年12月11日 苦情を申し出たもの（以下「申出人」という。）から苦情の趣旨等を聴取  
平成26年1月21日 実施機関（教育委員会）への書面による調査  
平成26年1月31日 実施機関（教育委員会）から調査回答書の受付  
平成26年3月17日 苦情処理調査部会で審議

### 3 処理結果

(1) 申出人の苦情の内容を要約すれば概ね以下のとおりである。

実施機関は苦情の申出を理由として、「貴殿から苦情の申出があり、円滑な開示に支障があると判断した」との通知を行い、開示の実施を意図的に遅延させ、このため、申出人は開示を受けることができない状態が続いている。

(2) 本件の苦情申出に至る経緯は概ね以下のとおりである。

ア 申出人は、平成25年6月19日付けの行政文書開示請求（以下「当初開示請求」という。）について、7月29日に情報公開センターにおいて開示の実施を受けた。この際、公立学校共済組合への派遣職員が同席しており、申出人は、派遣職員が同席する理由等について説明を求めたが、実施機関担当者は、その場では即答できなかったため、確認後、次回の開示の場で回答する旨説明した。

イ 実施機関担当者は、同日に終わらなかった部分の開示の実施について、7月31日に日程調整の連絡をしたが、これに対し申出人からは、開示は当面受けられない旨の連絡があった。

ウ 申出人は、8月5日付けで苦情の申出を行った。内容は、派遣職員が開示の実施に同席したこと（以下「派遣職員問題」という。）に関する苦情であった。

エ 実施機関はその後、8月19日に、当初開示請求に対する残りの部分について特例延長分の開示決定を行い、開示の実施日を9月3日とする開示決定等通知書を申出人に送付した。

オ 申出人は、8月29日付けで、再度苦情の申出を行った。内容は、派遣職員が開示の実施に関わったことに関し、申出人の質問を実施機関が黙殺している上、9月3日に開示に赴くように通知したというものであった。さらに、申出人は、苦情の申出書の中で、「個人情報保護及び情報漏えい防止の観点から、非県職員が開示事務に携わることの正当性が担保されない限り、福利課が行う開示に対応しない。」と意思を表明した。

カ 実施機関は8月30日に、申出人に対し、①派遣職員は、地方公務員法の守秘義務の規定が適用されること、②派遣職員同席の適否については、推進会議で判断されることになるが、派遣職員を同席させた理由は、開示に係る行政文書に詳しい者であったからであること、③9月3日の開示には、派遣職員は同席しない予定であり、開示を受けられる場合には連絡をいただきたい旨を、ファクシミリで通知した。

キ 9月9日、申出人は、「今回、派遣職員に開示業務を行わせないとする対応

	<p>変更の理由及び根拠は何か」などを内容とする質問状を実施機関に送付した。</p> <p>ク この質問状に対し、実施機関は、9月10日に「今回から派遣職員を同席させない理由は、貴殿から苦情の申し出があり、円滑な開示に支障があると判断したところでは」と通知した。</p> <p>ケ 申出人は9月13日付け知事あて文書で、上記キの通知は、威圧恫喝であり、「右威圧恫喝が解決されない限り、主権者の権利保障並びに人身の安心安全確保に深刻な懸念があります。従って今後、委員長が私に行う情報開示は私が行った苦情の申し出に対し、千葉県情報公開推進会議が行う調査並びにその処理結果を確認した後に受けることとします。」と申し述べた。</p> <p>コ そこで実施機関は、上記ケの申出人からの文書を受け、これ以降の開示決定等通知には、情報公開推進会議の苦情処理後、改めて開示の実施の日時の日程調整をする旨のメモを同封して連絡している。</p> <p>サ 上記コの取り扱い開始後、本件苦情の申出があるまで、申出人に対して通知された決定等は、開示請求書6件分（対象文書件数46件）となっている。</p> <p>(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、上記経緯を斟酌のうえ、次のとおり判断する。</p> <p>ア 本事案の苦情の内容は、申出人に対する開示の実施が行われておらず、不利益を受けているというものである。</p> <p>イ ところで、上記(2)で見た経緯に照らすと、実施機関は、申出人の開示請求に対し開示等決定を行い、開示を実施する日時の指定等をした上で通知するなど、条例第12条に規定する開示請求に対する措置その他条例に規定する手続上の義務は履行しているものと認められる。</p> <p>ウ 実施機関の説明によれば、実施機関は、申出人の開示請求に対し、決定等を行い、開示の実施の準備をして、いわば申出人からの開示の実施の日程について連絡を待っている状態であると認められる。そして、開示の実施の日程の調整は、当事者が相互に協力して行うべきであって、実施機関の対応のみで解決できる性質のものではない。</p> <p>エ そうすると、申出人が、派遣職員問題の解決を待って開示の実施を受けるのか、順次可能なものから開示を受けるのか、申出人の意思にかかっており、申出人が希望の日時を表明し、実施機関側の都合が整えば開示は実施されるものと認められ、その他、実施機関が開示の実施を意図的に遅延しているとも認められない。</p> <p>よって、実施機関の対応に不適切な点は認められないと判断する。</p>
調査委員	菅野 泰 齋藤 匠

第4号様式（第9条第1項）

処 理 結 果 通 知 書

政法第900号-1  
情公推第7号-1  
平成26年7月7日

〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議  
会長 松村 雅生

平成26年3月28日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H25) 苦情事案17：平成26年3月28日付け 千葉県教育委員会委員長はその職務代行者に、私が「情報公開推進会議に行った苦情の申し出に対する処理結果を確認する前に開示を受けることを希望し」「ご連絡なく、また当該日時に来庁いただかなかった場合は、苦情の申し出に対する千葉県情報公開推進会議の結果を確認した後に開示を受ける旨、文書担当課から連絡を受けてい」と連絡させた。 情報公開推進会議に行った苦情の申し出に対する処理結果を確認する前に開示を受けることを「希望」した事実は全くない。そもそも教育庁には文書担当課なる組織名の課はなく、教育庁のいかなる組織とも、私はこのような取り決めを結んだことはない。千葉県情報公開推進会議は、千葉県教育委員会委員長の嘘を直ちに是正し、当方が安全で安心な、迅速な開示を受けることができるようにすべきである。 貴会議に対し陳述の機会を求める。</p> <p>2 調査の概要 平成26年3月28日 苦情の申出書の受付 平成26年6月27日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理の結果 (1) 本事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書により、当該申出書に添付されていた平成26年3月26日付けで実施機関が申出人に送付した連絡票に係る苦情であると認められる。 (2) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。 当部会において、当該連絡票を見分したところ、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第17条の規定による開示の実施をどのように行うかを場合に分けて記載したものであり、それ以上の意味はないと考えられ、実施機関の事務に不適正な点はない。</p>
調査委員	伊藤 さやか、齋藤 匠

処 理 結 果 通 知 書

政法第901号-1  
情公推第8号-1  
平成26年7月7日

〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議  
会 長 松 村 雅 生

平成26年4月15日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p><b>(H26) 苦情事案1：平成26年4月15日付け</b></p> <p>千葉県教育委員会委員長（以下「委員長」という。）が行った二度の決裁行為。委員長が行う決裁は、千葉県教育庁を含め千葉県教育における最高で最終行為である。この決裁に瑕疵があること自体、あり得ないことであるが、委員長においてはたびたび見受けられる。</p> <p>しかして決裁のやり直し等については、委員長自ら（委員長名）組織として釈明ないし説明を行うべきところ、職責不明の学校事務職員が委員長になり代わってこれを行っている。これでは千葉県の教育行政責任を負う者が不明である。</p> <p>釈明、説明ないし謝罪の責任主体が不明である。</p> <p>千葉県学校職員〇〇〇〇が、委員長になり代わって、事実上委員長の再決裁を「事務」作業に引き落として代行している。</p> <p>その証拠として、二重決裁に至った経緯及び謝罪を職責不明の右〇〇〇〇が書面を作成し送付した。</p> <p>この経過が示すことは、実質、委員長が教育委員会組織の“お飾り”に過ぎないことを示している。</p> <p>これでは、本県で教育を受ける生徒が気の毒である。</p> <p>加えて言うならば、本件苦情の原因の一端は千葉県情報公開推進会議にある。推進会議は、同種の苦情の申立てについて、県教委に改善を求めず結果的に煽った結果、今回同様な不当行為が起こった。</p> <p>この経過について千葉県知事に指摘した。</p> <p>会議に対し本件苦情に係って、意見を述べる機会を付与するよう要請する。</p> <p>2 調査の概要</p> <table border="0"><tr><td>平成26年4月15日</td><td>苦情の申出書の受付（苦情事案1）</td></tr><tr><td>平成26年5月12日</td><td>千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）への書面による調査</td></tr><tr><td>平成26年5月29日</td><td>実施機関から調査回答書の受付</td></tr></table>	平成26年4月15日	苦情の申出書の受付（苦情事案1）	平成26年5月12日	千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）への書面による調査	平成26年5月29日	実施機関から調査回答書の受付
平成26年4月15日	苦情の申出書の受付（苦情事案1）						
平成26年5月12日	千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）への書面による調査						
平成26年5月29日	実施機関から調査回答書の受付						



平成26年6月27日 苦情処理調査部会で審議

### 3 処理結果

#### (1) 実施機関の説明要旨

平成26年3月6日、7日に申出人から11件の開示請求があり、平成26年4月7日に、これらの請求に対し、開示決定等及び開示決定等期間延長の決定を行い申出人に通知した。

その後平成26年4月10日に、上記請求のうち受付2664番に係る開示決定等期間延長通知書に「(案)」の表示があるまま送付してしまったことに担当者が気づき、同日申出人に再度同通知書と、差し替えの依頼及び謝罪を内容とする文書を送付した。

本件で、「(案)」と記載したままの文書を申出人に通知してしまった原因は、開示請求管理システムで正本でなく案文を印刷してしまい、決裁文書との照合に際しても確認を怠り、当該案文に公印及び契印を押して送付してしまったことである。

本件通知書の決裁自体に誤りはなく、浄書の段階での誤りであるため、再決裁は行っていない。

年度初めの多忙な時期であったとはいえ、確認・照合を怠ったことが原因であり、今後は、十分な注意を払っていくとともに、職員に周知徹底を図り、対応策としたい。

#### (2) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 本事案の苦情は、実施機関が、平成26年4月7日付け「開示決定等期間延長通知書」（以下「本件通知書」という。）に「(案)」と記載したまま、教育委員会委員長の公印を押印して、同通知書を申出人に発出したこと、及び本件通知書の差し替え依頼や謝罪が、委員長名で、あるいは組織として釈明、説明を行うべきであるところ、担当者名でなされたことに関する苦情であると認められる。

#### イ 本件通知書に「(案)」と記載のまま送付したことについて

(ア) 本件の誤りは、行政文書開示請求管理システム内のマニュアル2. 1. 4による正本を作成するという手順を怠ったこと、千葉県教育庁等行政文書規程第39条第1項の規定による浄書、同条第2項の規定による照合及び同規程第41条第1項本文の規定による確認が適正に行われなかったことが原因である。

本件通知書を作成及び送付した者において3度、また、当該者以外の公印取扱者において1度、併せて4度確認する機会がありながら、本件通知書が申出人に送付されたことについて、実施機関の事務は不適正である。

(イ) したがって、この点について実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。

	<p>ウ 本件事務処理に関する苦情について</p> <p>一般に、行政処分決定に係る通知書等に誤記載その他形式上の不備が存する場合、決定通知書等の訂正、又は行政庁自らこれを取り消し、再度処分をやり直すなど、何らかの方法により当該誤りを是正する必要がある。</p> <p>しかし、どのような手続きをもって、上記のような誤りを是正するかは、当初の行政処分行為を行う権限を有する行政庁の判断により行われるべきものであり、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第27条の2第3項本文の規定により、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない。</p>
調査委員	菅野 泰 上谷 豪

政法第901号-2  
情公推第8号-2  
平成26年7月7日

千葉県教育委員会委員長  
金本正武様

千葉県情報公開推進会議  
会長 松村雅生

千葉県教育委員会の情報公開に係る事務について（通知）

このことについて、平成26年5月12日付け政法第357号-1及び情公推第3号-1で通知し、同日付けに実施した苦情調査において、改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領（平成17年8月18日制定）第8条第3項の規定により、別紙のとおり是正等に関する意見を通知します。

## 1 苦情の内容

(H26) 苦情事案1：平成26年4月15日付け

千葉県教育委員会委員長（以下「委員長」という。）が行った二度の決裁行為。

委員長が行う決裁は、千葉県教育庁を含め千葉県教育における最高で最終行為である。この決裁に瑕疵があること自体、あり得ないことであるが、委員長においてはたびたび見受けられる。

しかして決裁のやり直し等については、委員長自ら（委員長名）組織として釈明ないし説明を行うべきところ、職責不明の学校事務職員が委員長になり代わってこれを行っている。これでは千葉県の教育行政責任を負う者が不明である。

釈明、説明ないし謝罪の責任主体が不明である。

千葉県学校職員〇〇〇〇が、委員長になり代わって、事実上委員長の再決裁を「事務」作業に引き落として代行している。

その証拠として、二重決裁に至った経緯及び謝罪を職責不明の右〇〇〇〇が書面を作成し送付した。

この経過が示すことは、実質、委員長が教育委員会組織の“お飾り”に過ぎないことを示している。

これでは、本県で教育を受ける生徒が気の毒である。

加えて言うならば、本件苦情の原因の一端は千葉県情報公開推進会議にある。推進会議は、同種の苦情の申立てについて、県教委に改善を求めず結果的に煽った結果、今回同様な不当行為が起こった。

この経過について千葉県知事に指摘した。

会議に対し本件苦情に係って、意見を述べる機会を付与するよう要請する。

## 2 処理の結果

### (1) 実施機関の説明要旨

平成26年3月6日、7日に申出人から11件の開示請求があり、平成26年4月7日に、これらの請求に対し、開示決定等及び開示決定等期間延長の決定を行い申出人に通知した。

その後平成26年4月10日に、上記請求のうち受付2664番に係る開示決定等期間延長通知書に「(案)」の表示があるまま送付してしまったことに担当者が気付き、同日申出人に再度同通知書と、差し替えの依頼及び謝罪を内容とする文書を送付した。

本件で、「(案)」と記載したままの文書を申出人に通知してしまった原因は、開示請求管理システムで正本でなく案文を印刷してしまい、決裁文書との照合に際しても確認を怠り、当該案文に公印及び契印を押して送付してしまったことである。

本件通知書の決裁自体に誤りはなく、浄書の段階での誤りであるため、

再決裁は行っていない。

年度初めの多忙な時期であったとはいえ、確認・照合を怠ったことが原因であり、今後は、十分な注意を払っていくとともに、職員に周知徹底を図り、対応策としたい。

(2) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 本事案の苦情は、実施機関が、平成26年4月7日付け「開示決定等期間延長通知書」(以下「本件通知書」という。)に「(案)」と記載したまま、教育委員会委員長の公印を押印して、同通知書を申出人に発出したこと、及び本件通知書の差し替え依頼や謝罪が、委員長名で、あるいは組織として釈明、説明を行うべきであるところ、担当者名でなされたことに関する苦情であると認められる。

イ 本件通知書に「(案)」と記載しそのまま送付したことについて

(ア) 本件の誤りは、行政文書開示請求管理システム内のマニュアル2.

1. 4による正本を作成するという手順を怠ったこと、千葉県教育庁等行政文書規程第39条第1項の規定による浄書、同条第2項の規定による照合及び同規程第41条第1項本文の規定による確認が適正に行われなかったことが原因である。

本件通知書を作成及び送付した者において3度、また、当該者以外の公印取扱者において1度、併せて4度確認する機会がありながら、本件通知書が申出人に送付されたことについて、実施機関の事務は不適正である。

(イ) したがって、この点について実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。

ウ 本件事務処理に関する苦情について

一般に、行政処分決定に係る通知書等に誤記載その他形式上の不備が存在する場合、決定通知書等の訂正、又は行政庁自らこれを取り消し、再度処分をやり直すなど、何らかの方法により当該誤りを是正する必要がある。

しかし、どのような手続きをもって、上記のような誤りを是正するかは、当初の行政処分行為を行う権限を有する行政庁の判断により行われるべきものであり、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)第27条の2第3項本文の規定により、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない。

### 3 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会の意見

文書規程等により、このような事態が起こらないように、制度としては整備

されているものの、運用としては、不適正な事務の処理となっており、同様の苦情は、他の実施機関ではあるが過去にも2回起きている。

この点を踏まえて、このような事態が再発しないように、より慎重な事務の処理に努められたい。

政法第901号-3  
情公推第8号-3  
平成26年7月7日

千葉県知事  
鈴木 栄 治 様

千葉県情報公開推進会議  
会長 松 村 雅 生

千葉県知事の情報公開に係る事務について（通知）

このことについて、平成26年4月15日付けであった苦情の申出（以下「本件苦情の申出」という。）について、別添のとおり平成26年7月7日付け政法第901号-2及び情公推第8号-2で実施機関に対し通知したところです。

本件苦情の申出について、当推進会議は、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第8条第3項の規定により、貴職の所掌事務に関し、別紙のとおり是正等に関する意見を通知します。

## 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会の意見

- 1 本件苦情の内容の一部は、別添写しのとおり、実施機関が平成26年4月7日付け「開示決定等期間延長通知書」に、「(案)」と記載したまま、教育委員会委員長の公印を押印して、同通知書を申出人に発出したことにある。
- 2 類似の事案は過去にも2度発生しており、平成21年7月6日付け情公推第22号及び平成24年11月16日付け情公推第48号において、貴職に対し是正等に関する意見を通知しているところである。
- 3 本件の事案においては、担当者が発出文書の確認・照合を怠ったという人為的なミスによるものが主たる原因ではあるが、今回及び前回の誤りの原因を分析すると、「行政文書開示請求管理システム」を用いて開示決定等通知書を作成する際、起案書に添付する案文を作成する段階で、「(案)」と自動的に印字される仕様となっていることも関係していると考えられる。
- 4 よって、平成24年11月16日付け情公推第48号による是正通知で、同様の案件の再発防止に向けた調査の必要性について指摘したところであるが、本件事案の発生を受けて、当推進会議は、貴職において同システムの改修を視野に入れた調査、検討について改めて要請する。



処 理 結 果 通 知 書

政法第902号-1  
情公推第9号-1  
平成26年7月7日

〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議

会 長 松 村 雅 生

平成26年4月15日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p><b>(H26) 苦情事案2：平成26年4月15日付け</b></p> <p>千葉県教育委員会委員長（以下「委員長」という。）が行った行政文書開示決定通知（平成26年4月7日付け浦南第20号）。</p> <p>委員長は、主権者・県民であり、千葉県教育委員会に対し行政文書の開示請求を行った者を愚弄嘲笑し、条例で保障された開示請求する権利を実質的に剥奪している。</p> <p>かかる違法不当行為を千葉県情報公開推進会議各委員苦情処理担当らは煽っていると云わざるを得ない。</p> <p>教育委員会は開示請求者に開示を行うべきである。</p> <p>委員長は本件開示請求に対し、本年4月7日に、同日午前11時から開示する決裁を行い、翌8日に同決裁文書を請求者に送達した。</p> <p>日付をたどれば委員長は異常である。異常でなければ、開示請求したものを嘲笑し、からかっている。</p> <p>この日程で対応できる者はいない。委員長のかかる行為は数年に及んで常態化しており、止むことはない。</p> <p>このことについて、従前、千葉県情報公開推進会議に苦情を申し立てたところ、当時の推進会議は矜持があり在野の組織として正しく判断し、千葉県教育委員会を指導した（指導できた）。</p> <p>ところが今般、止むことのない委員長の開示の対応について同会議に苦情を申し立てたところ、委員長職務代理者が自ら「お詫び申し上げます」と、その非を認めているにもかかわらず、驚くことに推進会議は教育委員会の対応に対し「合理性があるといえる」、「特段不適切な点はない」などと臆面もなく、教育委員会に阿り追従した。恥ずべき対応である。</p> <p>この判断は推進会議委員の中で、法曹関係者が専ら取りまとめていると言われている。だとすれば、千葉県民の市民生活における法的権利は日常的に歪められていないか、市民的権利が抑制されていないか不安がよぎる。</p> <p>前回の苦情処理において、推進会議委員が自ら反省する教育委員会に媚びることなく正しく結論を導いていれば、今回のような不祥事は再発していなかったと断言</p>
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

できる。何のための推進会議なのか、何を推進するのか、現在の各委員は推進会議発足当時の精神に立ち返るべきである。

本件不当行為の真の原因者は千葉県教育委員会に非ず、千葉県情報公開推進会議にあると言える。

なぜならば、県教育委員会はすでに当たり前の開示をすることが困難であり、推進会議はその困難を知らながら是正の努力を放棄し、結果的に煽っているからである。

貴会議に対し、本件苦情に係って意見を述べる機会を付与するよう要請する。

## 2 調査の概要

平成26年4月15日 苦情の申出書の受付（苦情事案2）

平成26年5月12日 千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）への書面による調査

平成26年5月29日 実施機関から調査回答書の受付

平成26年6月27日 苦情処理調査部会で審議

## 3 処理結果

### （1）実施機関の説明要旨

申出人からあった11件の開示請求について、4月7日に、開示決定等、開示決定等の期間延長の決定を行い通知した。

これらの決定のうち、開示を実施することとした件については、事前の申出人との調整により、「平成26年4月15日 午前11時」を開示の実施日時として記載して通知した。

しかし、このうち受付2670番に係る開示決定通知書に記載された開示を実施する日時が、「平成26年4月7日 午前11時」となっていたことが、4月15日に申出人から指摘を受けて判明した。

誤りの原因は、開示請求管理システムで、正本を作成する際、開示の実施日として、誤って施行日と同じ日付を入力し印刷してしまい、決裁文書との照合に際しても確認を怠り、当該正本に公印及び契印を押して送付してしまったことにある。

年度初めの多忙な時期であり、事務処理作業に余裕がなかったことも要因のひとつと考えるが、今後は、十分な注意を払って確認・照合を行っていくとともに、職員に周知徹底を図り、対応策としたい。

なお、照合・確認を怠ったことが原因であり、申出人を愚弄嘲笑するものではない。

### （2）千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 申出人は、実施機関が、通知した平成26年4月7日付けの行政文書開示決定通知書（受付2670番に係るもの）の「開示を実施する日時」が、同通知書の施行年月日と同日になっていることに関し苦情を申し立てている。

イ 当推進会議で、当該通知書を見分したところ、当該通知書の施行日と開示を

	<p>実施する日時は、同一の日付となっている。</p> <p>本件は、起案担当者が確認・照合作業を忘れたという事務処理誤りに起因するものであり、単純な入力ミスとはいえ、開示決定通知書の施行日と開示の実施日を同一とするという通常考えづらい誤りであって、誠に遺憾である。</p> <p>行政文書開示請求により、県政情報の開示を求める県民に対し、かかる不適切な通知書をもって請求者に送付したことは、著しく不適切であり、情報公開の本来の目的でもある県政に対する信頼を損ねるものである。</p> <p>よって、実施機関に対し、別添のとおり是正通知を行った。</p>
調査委員	佐野 善房      桑波田 和子

政法第902号-2  
情公推第9号-2  
平成26年7月7日

千葉県教育委員会  
委員長 金本 正武 様

千葉県情報公開推進会議  
会長 松村 雅生

千葉県教育委員会の情報公開に係る事務について（通知）

このことについて、平成26年5月12日付け政法第357号-2及び情公推第3号-2で通知し、同日付けに実施した苦情調査において、改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領（平成17年8月18日制定）第8条第3項の規定により、別紙のとおり是正等に関する意見を通知します。

## 1 苦情の内容

(H26) 苦情事案2：平成26年4月15日付け

千葉県教育委員会委員長（以下「委員長」という。）が行った行政文書開示決定通知（平成26年4月7日付け浦南第20号）。

委員長は、主権者・県民であり、千葉県教育委員会に対し行政文書の開示請求を行った者を愚弄嘲笑し、条例で保障された開示請求する権利を実質的に剥奪している。

かかる違法不当行為を千葉県情報公開推進会議各委員苦情処理担当らは煽っていると言わざるを得ない。

教育委員会は開示請求者に開示を行うべきである。

委員長は本件開示請求に対し、本年4月7日に、同日午前11時から開示する決裁を行い、翌8日に同決裁文書を請求者に送達した。

日付をたどれば委員長は異常である。異常でなければ、開示請求したものを嘲笑し、からかっている。

この日程で対応できる者はいない。委員長のかかる行為は数年に及んで常態化しており、止むことはない。

このことについて、従前、千葉県情報公開推進会議に苦情を申し立てたところ、当時の推進会議は矜持があり在野の組織として正しく判断し、千葉県教育委員会を指導した（指導できた）。

ところが今般、止むことのない委員長の開示の対応について同会議に苦情を申し立てたところ、委員長職務代理者が自ら「お詫び申し上げます」と、その非を認めているにもかかわらず、驚くことに推進会議は教育委員会の対応に対し「合理性があるといえる」、「特段不適切な点はない」などと臆面もなく、教育委員会に阿り追従した。恥ずべき対応である。

この判断は推進会議委員の中で、法曹関係者が専ら取りまとめていると言われている。だとすれば、千葉県民の市民生活における法的権利は日常的に歪められていないか、市民的権利が抑制されていないか不安がよぎる。

前回の苦情処理において、推進会議委員が自ら反省する教育委員会に媚びることなく正しく結論を導いていれば、今回のような不祥事は再発していなかったと断言できる。何のための推進会議なのか、何を推進するのか、現在の各委員は推進会議発足当時の精神に立ち返るべきである。

本件不当行為の真の原因者は千葉県教育委員会に非ず、千葉県情報公開推進会議にあると言える。

なぜならば、県教育委員会はすでに当たり前の開示をすることが困難であり、推進会議はその困難を知りながら是正の努力を放棄し、結果的に煽っているからである。

貴会議に対し、本件苦情に係って意見を述べる機会を付与するよう要請する。

## 2 処理の結果

### (1) 実施機関の説明要旨

申出人からあった11件の開示請求について、4月7日に、開示決定等、開示決定等の期間延長の決定を行い通知した。

これらの決定のうち、開示を実施することとした件については、事前の申出人との調整により、「平成26年4月15日 午前11時」を開示の実施日時として記載して通知した。

しかし、このうち受付2670番に係る開示決定通知書に記載された開示を実施する日時が、「平成26年4月7日 午前11時」となっていたことが、4月15日に申出人から指摘を受けて判明した。

誤りの原因は、開示請求管理システムで、正本を作成する際、開示の実施日として、誤って施行日と同じ日付を入力し印刷してしまい、決裁文書との照合に際しても確認を怠り、当該正本に公印及び契印を押して送付してしまったことにある。

年度初めの多忙な時期であり、事務処理作業に余裕がなかったことも要因のひとつと考えるが、今後は、十分な注意を払って確認・照合を行っていくとともに、職員に周知徹底を図り、対応策としたい。

なお、照合・確認を怠ったことが原因であり、申出人を愚弄嘲笑するものではない。

### (2) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 申出人は、実施機関が、通知した平成26年4月7日付けの行政文書開示決定通知書（受付2670番に係るもの）の「開示を実施する日時」が、同通知書の施行年月日と同日になっていることに関し苦情を申し立てている。

イ 当推進会議で、当該通知書を見分したところ、当該通知書の施行日と開示を実施する日時は、同一の日付となっている。

本件は、起案担当者が確認・照合作業を怠ったという事務処理誤りに起因するものであり、単純な入力ミスとはいえ、開示決定通知書の施行日と開示の実施日を同一とするという通常考えづらい誤りであって、誠に遺憾である。

行政文書開示請求により、県政情報の開示を求める県民に対し、かかる不適切な通知書をもって請求者に送付したことは、著しく不適切であり、情報公開の本来の目的でもある県政に対する信頼を損ねるものである。

### 3 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会の意見

千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年制定）第3の3（9）ア（イ）aでは、「行政文書の開示を実施する日時は、決定通知書が開示請求者に到達するまでの日数を考慮し、到達予定日から数日以後の通常の執務時間内の日時を指定する。ただし、指定に先立って、開示請求者の都合を確認することを妨げるものではない。」と定められている。

このことから、開示決定通知書の施行日と開示の実施日を同じ日付で送付した実施機関の事務処理は、同通知書の確認・照合作業を怠ったことが原因とはいえ、情報公開制度の運用上、著しく不適當である。

今後このような事態が再発しないように、複数人で厳重にチェックするなど、より慎重な事務の処理に努められたい。